



りそな銀行アジアニュース

2019年10月21日
りそな銀行 国際事業部

【上海駐在員事務所】

「中国の外資金融機関に対する規制緩和について」

中国国務院（中央政府）は2019年10月15日、「外資銀行管理条例」と「外資保険公司管理条例」の改正を発表しました。主な内容は下記のとおりです。

	内容
1.	外資銀行の個人向け定期預金最低預入金額制限を100万人民元から50万人民元に引下げ。
2.	中外合弁銀行の中国側出資者に対する制限を緩和。合弁銀行の中国側主要株主が金融機関である必要なし。
3.	中国国内での現地法人設立は、総資産100億米ドル以上の外国金融機関のみ可能とする条件を廃止。また銀行支店開設は、総資産200億米ドル以上の外資銀行のみとする条件を廃止。
4.	外資保険会社の中国進出制限を緩和。「保険業務の取扱30年以上」と「中国で駐在員事務所を設立して2年以上」の条件を廃止。
5.	外資保険会社による中国国内での独資の外資保険会社の設立を認める。その他海外金融機関による外資保険会社への資本参加を認可。
6.	外国銀行が中国国内に設立する銀行現地法人と外国銀行支店への制限を緩和。
7.	外資銀行の業務範囲を拡大（金融商品の代理販売、代理決済、政府債権の販売及び代理入出金業務など）。
8.	外資銀行が人民元業務を取扱う際、当局の審査・許認可を撤廃。
9.	外資銀行支店が保有しなければならない有利子資産（資本金相当）の比率を緩和。
10.	外資銀行支店の自己資本制限を緩和。中国の外資銀行支店における運営資金と準備金の合計に対する人民元リスク資産の比率が8%を下回ってはならないという制限を撤廃。

【出所:中国銀行保険監督管理委員会ホームページより抜粋】

照会先: 国際事業部 (東京)電話 03-6704-3791
(大阪)電話 06-6268-1907

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 * 禁無断転載